

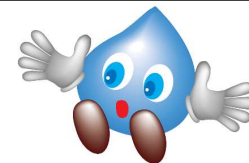
家を建てます！ 水道を使いたい！ さて…

前面道路に水道本管は埋設されていますか？

前面道路に水道管が無い場合、

※本申請が完了してから

6か月

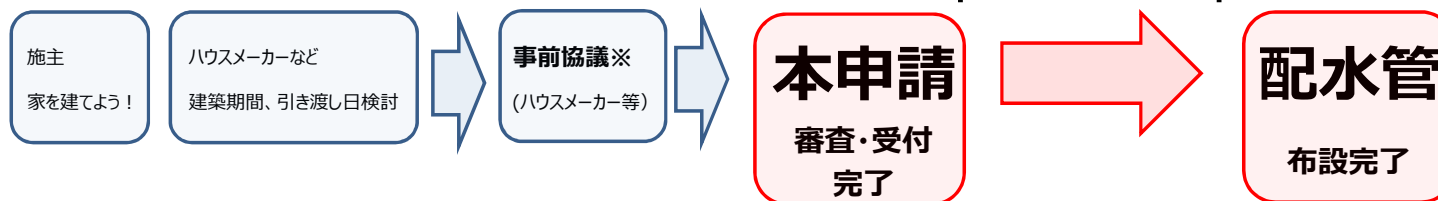


の施工期間が必要です

※事前協議の回答には2週間程度を要します



ここで6か月



※注意！

事前協議が早く出されても、
本申請の手続きが遅くなれば、
水道本管の布設時期も遅くなります。

配水管布設の完了希望日から、6か月をさかのぼって
本申請ができるように事前協議をすすめてください。



配水管の布設期間は、本申請の受理が完了した日から、6か月間の施工期間をいただいております。



本申請の受理が完了した案件から、順次施工を実施していきます。



建築物の引き渡し日から、逆算して余裕をもった本申請の手続きをお願いします。（建築物の完成に合わせて配水管布設を急かされても応じかねます）



どうしても6か月間の施工期間が待てない方は、令和3年度より自費工事による『給水承認工事制度』を導入しますので、ご検討ください。



建築確認を受ける前でも本申請は可能です。詳しくは料金課（0565-34-6654）にお問い合わせください。

※事前協議、本申請の提出書類および窓口課については裏面を参照してください。

本件に関する全体的なお問い合わせ

水道整備課 電話0565-34-6656（直）

各手続きの提出書類と窓口

手続き	提出書類	提出窓口
事前協議	・分担金工事申請事前協議書	水道整備課
本申請	・分担金工事申請事前協議書回答書の写し ・給水装置工事承認申請書 ・配水管布設工事申込書	料金課